

地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づき、平成 29 年度定期監査の結果を次のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 19 日

嘉麻市監査委員 松岡 源太郎

嘉麻市監査委員 中嶋 時夫

1 監査の概要

(1) 監査の目的

定期監査は、地方自治法の規定に基づき、市の事務や事業が、法令等に従って適正に行われているか、経済性、効率性、有効性は確保されているか等について実施する監査です。

(2) 監査の実施期間

第Ⅰ期 平成 29 年 10 月 2 日（月）～平成 29 年 11 月 22 日（水）

第Ⅱ期 平成 30 年 1 月 4 日（木）～平成 30 年 2 月 21 日（水）

(3) 監査の対象部局等

第Ⅰ期 人事秘書課、総務課、防災対策課、企画財政課、会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、税務課、市民課、環境課、人権・同和対策課、学校教育課、生涯学習課、スポーツ推進課、水道局、各総合窓口課

第Ⅱ期 男女共同参画推進課、管財課、地域活性推進課、健康課、高齢者介護課、社会福祉課、こども育成課、保護課、農林振興課、産業振興課、住宅課、土木課、農業委員会事務局

(4) 監査の方法

第Ⅰ期 平成 29 年 4 月 1 日～平成 29 年 8 月 31 日

第Ⅱ期 平成 29 年 4 月 1 日～平成 29 年 11 月 30 日

2 全般的指摘事項

・公文書等の取扱いについて

起工伺いや契約締結伺い等の起案文書で、決裁日や施行日の記入漏れが見受けられたので、記入が必要な箇所については確実に記入すること。

また、事柄を決定するにあたっては、地方自治法や財務規則などの根拠となる条文を記載し、より簡潔で正確なものとされたい。

・随意契約について

随意契約とは、地方公共団体が競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定し、その者を相手方として売買、貸借、請負、その他の契約を締結することをいう。

随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 において定められているが、同様の業務内容であっても、所管課により随意契約の要件の捉え方に差異が見受けられていたものが、昨年度一年間を通して指摘したことで、ほぼ統一されてきている。今後も、管財課作成の取扱い通知に基づき適切に対応されたい。

また、財務規則第 142 条において、法令により価格が定められている物品を購入するとき等、見積書徴収の省略が認められている場合や特別な事情がある場合を除き、2 人以上の者から見積書を徴さなければならないとなっている。

2 人以上の者から見積書を徴しない場合は、関係書類に財務規則の適用条項を記述するとともに、その具体的理由を明記すること及び設計価格をもって予定価格とする旨の記入漏れが多数みられていたが、ずいぶんと改善された。しかしながら、人事異動等により職員が入れ替わると、以前の状態に戻る懸念もあるので所属長においては指導を徹底されたい。

・時間外勤務命令簿、旅行命令簿について

時間外勤務命令簿は、時間外勤務手当支給の根拠となるものであり、時間外勤務命令を行うにあたっては、命令権者はその業務内容を明確にする とともに、人事係が示した記載要領に基づき記載欄等正確に記載されたい。

また併せて、命令権者は、個々の職員にとって過重なものにならないよう係員相互の協力を図る調整を行うなど、配慮されるよう要望する。

・研修・視察における復命について

嘉麻市職員服務規程第 10 条の規定により、出張した職員は、帰庁後速やかに、復命書によりその結果を上司に報告しなければならないとされている。昨年度より指摘をしてきたことにより、資料を添付しただけのものはほぼ改善されたが、その内容はまだ十分とは言えず、今後も継続して指導されたい。